児童課からのお知らせ

内線 162・163

平成21年度 (平成21年4月

面接日程表

面接日	時間	会場
1月13日(火)	9:30~11:30	曽木保育園 ☎◎3070
	13:30~16:00	つるさと保育園 ☎ᡚ2101
1月14日(水)	9:30~11:30	下石保育園 ☎⑤6858
	13:30~16:00	山神保育園※ ☎⑤2516
1月15日(木)	9:30~16:00	つまぎ保育園 🏗 🖾 2514
1月16日(金)	9:30~11:30	みなみ保育園 ☎囫2880
1月10日(並)	13:30~16:00	あま池保育園 ☎ 🥯 3037
1月19日(月)	9:30~11:30	いずみ保育園 🅿 🖾 7752
1H190(H)	13:00~16:00	みつば保育園 🅿 🗐 3777
1月20日(火)	9:30~11:30	土岐津保育園 ☎每6805
1月20日(人)	13:30~16:00	延命保育園 ☎每2263
1月21日(水)	9:30~16:00	花園保育園 ☎⑤4021
1月22日(木)	9:30~16:00	久尻保育園 ☎⑤5202
1月23日(金)	9:30~16:00	ひだ保育園 ☎월5629

※山神保育園の受け付け(面接)会場は、下石保育園となります。

たさい。
たさい。
たさい。
に保育園の入園を希望から)に保育園の入園を希望がらいますので、
は(面接)を行いますので、
は(面接)を行いますので、
と必要書類をお持ちの
と、お子さん同件でご来園く
たさい。

保育園にお尋ねください。というでは、児童課または各世出されても申込書が届いてでありますが、入園希望調を提出されていない方や、人園希望調査票を提出していなお、申込書などは以前になお、申込書などは以前に

保育園入園申し込みの

母子・寡婦家庭などに就学資金などを貸し出します

就学支度金・修学資金(月額)貸付限度額一覧表

〈単位:円〉

机子文反亚:修子真亚(万朗)真门队反映。 見衣 《单位 円》								
			就学支度金	修 学 資 金				
学校種別など		1年		2年	3年	4年	5年	
高等学校	国 八六	自宅通学のとき	75,000	18,000	18,000	18,000		
	国公立	自宅外通学のとき	85,000	23,000	23,000	23,000		
専修学校 (高等課程)	私立	自宅通学のとき	410,000	30,000	30,000	30,000		
		自宅外通学のとき	420,000	35,000	35,000	35,000		
高 等 専門学校	国公立	自宅通学のとき	75,000	21,000	21,000	21,000	44,000	44,000
		自宅外通学のとき	85,000	22,500	22,500	22,500	50,000	50,000
	私立	自宅通学のとき	410,000	32,000	32,000	32,000	52,000	52,000
		自宅外通学のとき	420,000	35,000	35,000	35,000	59,000	59,000
短期大学	国公立	自宅通学のとき	370,000	45,000	45,000			
		自宅外通学のとき	380,000	51,000	51,000			
専修学校 (専門課程)	私立	自宅通学のとき	580,000	53,000	53,000			
		自宅外通学のとき	590,000	60,000	60,000			
大 学	国公立	自宅通学のとき	370,000	45,000	45,000	45,000	44,000	
		自宅外通学のとき	380,000	51,000	51,000	51,000	50,000	
	私立	自宅通学のとき	580,000	54,000	54,000	54,000	53,000	
		自宅外通学のとき	590,000	64,000	64,000	64,000	63,000	
専修学校 (一般課程)		自宅通学のとき	75,000	29,000	29,000			
		自宅外通学のとき	85,000	29,000	29,000			
小学校			39,500					
中学校			46,100					

申込先 児童課 (一時金)は、就学後には申し (一時金)は、就学後には申し 込みができません。 修学 うなは、随時受け付けていま できません。 修学 をは、随時では付けていま を を の事し込み 就学 支度 金

件や審査があります。 保証人が必要となるなどの条めに2種類の貸付金がありました。 いては、5月下旬となります)でに申し込みの修学資金につ

の下旬(ただし、3月中旬ま申し込みをされた月の翌々月貸付金の初回交付予定日

対象

母子家庭の母親

父母のいない 20歳未満の児